平成２２年（フ）第２５３号
愛知県豊橋市緑ケ丘２丁目10番地の１　７―409
債務者　内馬場恵理香
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２７０号
愛知県豊川市本野町西浦59番地の１　ディアス本野Ａ棟105号
債務者　星　　見佳
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２７７号
愛知県豊橋市神ノ輪町13番地２　310
債務者　佐藤　勇喜
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第８９号
秋田県大仙市大花町１番７号　大花都市再生住宅606号室
債務者　佐藤　　将
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第１７２号
栃木県小山市大字土塔222番地37　イーストヴァレーハウス203号
債務者　飯田雄二郎
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１７４号
栃木県小山市若木町１丁目22番45号　小山サンハイツ202号
債務者　土田　智志
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第７０７号
川崎市幸区中幸町３丁目28番地３　西口ＫＳハイム203、前住所川崎市幸区中幸町１丁目31番地　クリエール幸203
債務者　佐藤美佐子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
島根県出雲市今市町1772番地
債務者　北村　和夫
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月20日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第４４３号
岡山市中区門田屋敷１丁目８番25号　パークヒルズ門田屋敷902
債務者　松下　美和
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３４号
岡山市南区福富中２丁目15番22号
債務者　森本　　博
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３５号
岡山市南区福富中２丁目15番22号
債務者　森本　俊子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１９号
岡山市東区西大寺射越288番地３
債務者　草井　基夫
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０１号
岡山市南区西紅陽台２丁目58番地272
債務者　汐見　和俊
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１２号
岡山市北区葵町９番１号　ホリホックハウスＡ棟201号
債務者　高山ティメアこと　ＶＥＳＺＥＬＯＶ　ＳＺＫＡ　ＴＩＭＥＡ
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８９号
相模原市南区磯部1156番地１　エスポワール101
債務者　佐々木貴人
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部